號六萬

巻八十第

行發日一月六年三十正大

	本誌第十八卷總目錄	農業生産の機械化ご經營規模經濟學士 ねパレト氏を憶ふ經濟學士 ね貨幣廢止論 線	マルクスの勞賃論經濟學士 本スミスの學說是顧田博士の教養…經濟學士 公説	對する英吉利の態度・・・法學は1ゼの社會學論・・・・・文學博士・さ利益團體の組織・・・法學博士職概説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
H	:	河松中	森谷 山	小米神財
	:	田岡西	耕口本美	島田戸部 昌庄
	•	嗣孝仁	二吉越	太太正靜
	:	郎 兒 三	郎彦 乃	郎 郎 雄 治

# 海運同盟に對する英吉利の態度 $\widehat{\Xi}$

# 小 島 太

昌

鄍

成を速かにするの必要に促されて、一九一八年の帝國軍事會議(Imperial War Conference)は、 此委員會は『帝國內の貿易に關する海上運賃、海運施設及び海運事情に就いて、利害常事者の苦 至り時の首相ロイド・ジョージ氏は帝國海運委員會 (Imperial Shipping Committee) を設立した。 を報告するの權能を有する機關』を設置すべき旨を決議した。而して此決議に基き、一九二〇年に 下に置き、且つその目的の爲めに海上運賃及び海運上の諸施設に關する總での事項を調査し、之 『帝國の中心と 海外屬領並びに 印度との主要航路に於ける海運を Inter-Imperial Board の觀査の むべきものではない。併し大戰終熄後、英吉利は海外貿易の發展及び海外屬領との海運聯絡の完 理を行つたが、之は國家非常事件に處する政策であつて、特にコンファレンスに對する政策と認 海運同盟勅定調査委員會は、その目的とする所の調査報告を完了すると共に解散せられた。其 世界大戰が勃發するに及び、英吉利は、自國に船籍を有する大部分の船舶に對し運賃率の管

海運同盟に對する英吉利の態度

第十八卷 (第六號 五九) 一〇七五

情 3 つものである。 0) 並 職 کل ï 務 ۲, 指定官憲より提出 般 的 15 海運 しせら Ĩ 0 誻 n 施設を調 12 る同 じ性質の 查 問題を研究し、 その改良を當該官憲に勸告するの職 其決議を 當該政 廳に 務とを有 報告す

が、 研究せらるへこどへなつた。 提起せられ、 して禁止せんこさを提案して來たので、 之に引續いて同樣の要求が各方面から提出せられ、 0 帝國 海 この委員會の調査する處となつた .運委員會が設立 せら それ ñ は τ 最初濠洲聯邦政府が此調査を か 委員會も之を濠洲航路 5 海 かぎ 運 ĬΞ 豣 その中の主なるものく す 新爾蘭土政府も亦此制度を不法 る種 Þ な に限 る 請求したの 問題 る問題とせずして、 þ\$ さして運賃延戾制 その 12 利 初 害關 まる 係 0 ので 般 b 者 的 0) Ĵ ح

注意を促すと云ふにある。 爲 船 船 聯 Ŵ 聯邦 めに、 舶 E 邦 政 官營資金を以て補 積荷をなす 府官營船 政 一府の 延戾制を不法として禁止する所の法律を帝國政府に於て制定することに、 此問題提起 かず 般 ゥ 1 Ø 償するの必要があると認めらる 荷主を 保護する ŋ ŀ  $\bar{\sigma}$ ŋ 玾 由 ·Y 政府 は 英濠 より積荷の申込を取消 かゞ ⋍ 爲 ン 8) フ 12 ァ は  $\nu$ ·/ その **\**こと、 ス カ۶ 荷主の失ふことへ されて積荷を失つたと云 運賃延戾制を採用 從つて船舶官營資金を保護す なるべ して 居 帝國官 き延戻金 <u>ئ</u> خ B カジ 繑 め

官祭

15

冬

0)

而して尚之に附け加へて、英濠

=

ン

フ

ァ

W

ン

ス

所屬會社は、

若しそ

3

研究すること、したのである。

- Report on the Work of the Imperial Shipping Committee, 1923, p. 3. 1)
- Final Report of the Imperial Shipping Committee on the Deferred Rebate System, 1923, pp. 6.
- ibid., pp. 28, Appendix I. 3)

初 荷主にし 輸 送 10 ť 拒 す **\_** 3 ン ۲ フ 云 7 ふこと V ン ス で 外 ŧΞ あ 3 在 ስን 8 所 0 豪 此 事 洲 實 政 府官營 12 つ 5 船 τ Ť に積荷 分 15 をなさ ö 調 査 ば Ŀ 請 その 求 す Ź 荷 حَ £ 궄 の 荷 ል 媊 0) で は

あ 3 01)

遇

₹

事

柄

Ţ

7

フ

7

ン

ス

その

Ŕ

0)

`

與

h

夘

. ئ ئ

る所

であるこさが

明

か

となつた、

ح

報告

認 帝 衂 むるも、 海 遊委員 丽 會 b ż は 此 n は 要 求 ュ に基 ン フ ァ 'n 7 v 뒮쳶  $\mathbf{z}$ 查 ス 所 を途 屬 會 げ 祉 120 0) 7 而 して 級 心役員 積荷 かゞ 何 拒 等の 絕 Q) 權 限 伴 なくして行つ 12 0 v 7 ij たこ その حَ 事

す 仝 止 á ? L Ē 言及 1233 II. 0 حَ ئلا して まり、 居な 孞 ñ 下 級役 ば い (02) 蒷 之 쩨 を 0) 國 カコ 0 合 \ ı  $\mathbf{z}$ 衆 6 行 國 フ ァ 政 動 舟 Ŀ 取 ~ <del>ታ</del>ንኝ 百 ス 締 12 C 3 對 事 ~ 實 ž 4 何等 3 0) 發 態度 見 カコ  $\bar{o}$ 12 0) 丈 基 方法を必要さすることに就 きて、 10 異 3 所 か を \ る 知 事 h 得 段 を法律 る で ð つらう。 を以て τ は 禁

る、」となし、 大產業 共に ŧ 0 へが高度 弊害 は b 現 あ 代 の經營組 的 3 藺 かゞ 業 織 併  $\sigma$ 必然 に於 的 て行はる 結 隨 局 伴物 Z 0) \ 利 (necessary concomitant) として認容せら こさは、 益 0 方 かぎ 大であ 般 的 b, 形勢であるか A つ今日 S 0 進 步 **\_** L ン る ŤZ ブ べ 3 7 國

利

益が

あ

Š

ح

運賃

延戾制

Ŀ

探

用

す

3

=

ン

フ

7

レ

ン

ス

li

就

ŀ٦

τ

は

之に

は

祉

會

般

より

定の

於て

は

\_ 〇七

第十八卷 (第六號 さこ 持

1

る

かゞ

為

σÒ

12

は

荷主

0)

絕

對

的

後

援

カジ

13

H

n

ば

ならぬ

0

Ć

あ

3

カコ

5

彼

等

10

對

す

3

何

等

かっ

O)

拘

綸

鑑

74

運

何盟

に對する英吉利の態度

あ

且

つ,

定期

船

事

業

に於

7

は

定期

出

帆

を刷

行

賃率の

安定とその

均等

ح

を維

ス

組

織

なる

ibid., pp. 28. Appendix I. Interim Report of the Imperial Shipping Committee on the Deferred Rebate System as obtaining in the Trade between the United Kingdom

and Australia, (1921), p. 5. Shipping Act, Sec. 14. Third. Final Report of the Imperial Shipping Committee on the Deferred 3) Rebate System, 1923, p. 17.

淪 蔲 海運同盟に對する英吉利の態度

び、 東手段 (ties)は、之を缺くこごを得ざるものご認め、『コンファレンス組 何等かの形式に於ける拘束手段の必要に關する吾々の今回の結論 (1) は、 織を維持するの必要、 その眼目に於ては、(一 及

九〇九年の)

海運同盟勅定調査委員會の結論

ど一致する』と決議

從つて、

法律を以て延戾制

を禁止せんとする濠洲聯邦政府の提議には、 賛成しなかつたのである。

か、 果あつて而も弊害の少きものと認め、 認めず、 併し乍ら、 然らざれば、 一般契約制 帝國海運委員會は、 此制度と延戾制との何れか一方を荷主をして撰擇せしむるの制度を採用せんこ (the agreement or general contract system) なるものを以て、之と同一の效 運賃延展制を以て、 コンファレンスが單一に此制度を延戾制に代へて採用する 荷主を拘束する手段として唯一のものとは

## 九

ごを勧告して居る<sup>o</sup>

九一一年の法律 こ の 一般契約制なるものは、 (The Post Office Administration and 先の勅定調査委員會の當時には未だなかつたもので、 Shipping Combinations Discouragement 解阿 政 府が

Act) に代へて、南阿貿易商組合 (South African Trade Association) さの間に此制度を採用したのに初 る結果として、南阿政府と豫てより郵便契約を有する南阿コンファレン を以て、運賃延戾制を採用する船主には、政府が之ご海上郵便契約を締結するを禁止した スが、 從來の運賃延戾制

> 1) ibid., p. 20.

如き、 容 卽 荷の有無に關せず定期出帆を勵行すること、 は ものは、 後は六ヶ月の豫告を以て何れの當事者も此契約を解除することが出來ることになつて居る。 の協議によりて決定することも此契約に規定せられて居り、 どして約するのである。而して賃率其他の事項の變更については、 之によりてコンファ ファ 協議によりて、 を有する運送の一手委託の契約を個々に締結するのである。 ち各海運會社ご各荷主とは、 コンファレンス所屬の各海運會社であり、 ō 運賃延展制の下に於ては全く海運會社の任意に放任せられて居つた事柄を、 コンファレンスそのものと荷主側の組合そのものとではなくて、 阿 1 賃率の安定を維持すること、大荷主にも小荷主にも同一の賃率を以て取扱ふこと等の ス所屬の會社に運送の一手委託を約する代りに、 ・航路に於ける一般契約制なるものは、 此航路に於ける運送をコンファレンス所屬會社に一手に委託することを協定し、 レンスが荷主の絕對的後援を保持するの制度である。 コンファレンスと組合との協議によつて定められたる所の同 他方の當事者たるものは、組合所屬の各荷主である。 通常の狀態に於ける需要に適合する所の船 コンファ レンスと貿易商組合(荷主側の組合)と 契約の期間は一ヶ年であるが、 海運會社は之に對して、 而して此契約に於ては、 コンファレンスと商人組合と 一方の當事者たるもの 併し契約の當事者たる 契約上の義務 十分なる積 荷主は 腹を供給 内内

) ibid., p. 21.

鼝

海運同盟に到する英吉利の態度

(第六號

六三) 一〇七九

論

影

般契約制の場合に於ては、 間を以て契約の終了を通告し、其期間の終了さ共に何等金錢上の利益を放棄することなくして、 船 n ではない。 ではない。 H るのであるから、 その拘束より発るへことが出來、 もなき所である。從つて荷主はコンファレンスの拘束より発れんこ欲するならば、 上の義務として負擔するものであるが故に、契約の解除と共に此義務も當然消滅するは言ふまで ごして役立つことは, る機會を得しむるこさ、なる。故に、 せられ居 るご云ふ關係は全くなくなるのである。 に積荷をなさいることを、 るが如く何等の割増 (Primage) を支拂ふことなく、又一定期間の後に割戻金を受けると云ふの 《契約制に於ては、荷主は正味運賃(Net freight)を支拂ふのであつて、運賃延戾制の場合に於 るが爲め、 故に延戾制の場合の如く、 從つてコンファレンスの手許に割戾金が延戾金の形式に於て累積保留せられて居るの 從つて又コンファレンス外の海運業者をして此處に新たに定期船事業を開始 いつまでも船主に拘束せらるヽと云ふ關係は起らない。 運賃延戾制と同一である。只、荷主の船主に對する絕對的の援助は、 荷主をして全般的にコンファレンスの羈絆より脱し得る機會を得しむ 契約上の義務として負擔するのであるから、 運賃延戾制の場合の如〜金錢上の利益がコンファレンスに保留 此點に於て此制度は、運賃延戾制による獨占の下に於ける 制度の自動的作用によつて荷主が繼續的に船主に拘束せら 併し此制度の下に於ては、 荷主はコンファレ 此制度が荷主拘束手段 かくの如 約定の豫告期 ζ, ン この ス外の

制の採用を勸告するご共に、 b はなく、 ל 併し乍ら、 荷主側 同 なる 此契約 の一般的意見を代表する機關がなければならぬ。 般的の内容を有する契約を締結するのであるから、 制 に於て **此制度實行の前提さして荷主側の綜合的意見を代表する機關たる所** は 前 述の 加 荷王毎に契約の内容を區々にして締結するもので 故に帝國海運委員會は、

その内容を決定するに就

廣く契約

# 0

^荷主組合の成立を勸告して居る。

約制 對立的組合によりて除去することが出來る』として、この組合の成立を最も力を入れて勸 暴の主なるものは、 主さして、 り生ずるのである。 なるも ファ スの 海運業者がその團體的勢力の下に於て、孤立せる荷主を個々に取引の相手方とするよ Ō) レ を行 専横を控制する一策さして極めて適當なるものである。 ン スに對立する團體さして、 ふについて必要であるば 縦ひ悉くでなくこも、 故に一九○九年の勍定調査委員會も、『コンファレンス組織に有り勝ちなる橫 その大部分は、 關係荷主が かりではなく、 ※組合を かくの如き商人及び荷主の側に於け 般契約制を行はない場合でも、 組織するご云ふこごは、 **\_** ン ファ レ ン スの弊害 右の 告した 般契 = 3

ので

ある。(註)

而して帝國海運委員會も亦、

『吾々が委員として、

過ぐる二年間に、

荷主ご船主と

第十八卷

(第六號

大五) 一〇八一

叢

**海運同盟に對する英吉利の態度** 

Report of the Royal Commission on Shipping Rings, Vol. I, p.

渝

叢

第十八卷

に吾々は之を强く裏書きするのである』と言ひて、一般に廣く荷主組合の成立せんことを希望 0 間 に起り ÍΖ る問題を取扱つて得たる經驗は、十分にこの(効定委員會の)記述を確めた、 それ放

て居る。

(註)一九〇九年の海運問盟 駒定調査委員會が、 に燃ゆる公共的精神に富む人々なることを信ずるによる。(五)、商業會議所は、此種の問題に於ては、 せられ得べき弊害に對しては、 於ける對立的組合によりて除去することが出來るものと思ふ。且つ、關係當事者の正當なる努力によりて、防止せられ除去 立法によりて適切に解決し得ずして、(相互の)協商と妥協とによる解決に委ねられねばならぬ所の重要なる問題が、 間には利害を共通にする所の一つの關係がある。(故に)船主導は、 し滿足なる協商をなし得る團體とは思はれない。(其理由は)、各個の商業會議所の利害關係は、 々委員が確信を以て此見解をとるに至つたのは、 ある。然るに、 航路に於ける)貿易(關係者)の集合的意見を確め、且つ之を考慮に入れなければならぬ。(二)、商人達と船主達との間には、 は吹の如くである。 『(一)、特定の荷主の利害とコンファレンスの利害とは、 多くの場合に於て、聯合を組織して居ない個々の商人及び荷主が、之に對抗し得ざる所のものである。(三)、このコン ンス組織に有り勝ちなる横暴の主なるものは、 商業會議所が貿易航路の種類に從つて各部に分れ得る程大なるものであつても、 船主達はコンファレンスを組織して相結合し、 | 國家がその防止除去の爲め干渉することを以て一般的に窮ましからぬものと思ふ。(四)、 コンファレンスに對立する所の荷主側の組合の成立を勸告するに至りたる理 コンファレンス航路の經營に當つて居る船主の大多數は、貿易促進の希望 縦ひ悉くでなくとも、その大部分は、 相肯馳するにしても、之を全般的に觀察すれば、 集合的取引より生ずる所の强大なる勢力を有て居る。 彼等が取らんとする所の如何なる行動に於ても、 その各部の仕事は海運關係事 かくの如き商人及び荷主の側に 多数の貿易航路の上に擴 コンファレンスに對 荷宝と船主との

に限局するものではない。從つて(此問題に)熱中するの機會に乏しい。又、各商業會讓所の會員は特定の地方又は地域に限

 Final Report of the Imperial Shipping Committee on the Deferred Rebate System, p. 23.

荷主の結合的行動を可能ならしむる様なものでなければならぬ。(六)、荷主組合又はその委員とコンファレンス 所屬會社と あらうと思ふ。(七)、 局して居る。(然るに、此問題に儲して)必要とする所の組合は、全國の各港から一定の航路に貨物の輸送をなす所の總ての 協商的行動は、 荷主と船主との間のより善き理解に導き、双方の側の規則と義務とを確定して、その軋轢の除却に導くで 此方法による規則及び延戾條件の確定は、總ての航路に闢して割一なる條件を固定的に規定する所の

義上の事柄とせられて居る所の、 示す所のものは、 如何なる立法よりも、異れる情况に應じて變通し得る自由を多く殘すものである。』 而して、かゝる荷主組合成立の瞻に於て、 それがコンファレンスと協商すべき主なる事項として、右の勅定調査委員會が 賃率及び貨物分類の協議、 廣告當日に於ける出帆の勵行、 出帆の期日、 回数 及び港、 船主計算に於ける貿易の廢止、賃率の均等、 運賃延戻の諸條件等であつて、且つ從來船主の德 運賃職爭の場

せらるべきものとして居る。

合に於ける忠實なる荷主の保護、

賃率引上の豫告等も、

船主の義務として、

コンファレンスを荷主組合との契約に於て規定

海運業者の側には、一つの航路に一つのコンファレンスがあるが如くに、 荷主の側に於ても、

つの航路に關係を有つ總ての荷主が團結して、その航路に於ける海運業者のコンファレ

ンスに

によりて決定せらるヽこさヽなるならば、確にコンファレンスの弊害は大に除却せらるヽこさヽ 對立する所の組合を組織し、 海運に關する主要なる取引事項が、此等双方の團體的代表者の協議

なるであらう。併し乍ら、商業社會の實際に於ては、 而も代表權を有つ組合を組織するこごは頗る困難であ 荷主の側に於て、 第十八卷 (第六號 此目的を以て關係 六七) 一〇八三 3 0 航 船土 路

總ての荷主を包容する所の組合、

翪

海運同盟に對する英吉利の態度

- Report of the Royal Commission on Shipping Rings, Vol. J, p. 85
- ibid., Vol. I, p. 87.

論

ば、 數年を經過するも、 柄である。それは、先に勅定委員會が、かくる組合の成立を極力勸告したに拘はらず、其後二十 の側はその利害關係が概ね一致して居るけれども、 又前述の一般契約制を採用するが為めのその代表機關として、この荷主組合の成立を勸告すると て居ない。 に見ても明かである。 るとは云へない。從つて、荷主側の組合の成立は、例外の場合を除き、 必要でもあり有益でもあるのであるが、荷主個々の營業の上より云へば、必ずしも有益であ そればかりではなく、 否寧ろ、 故に、荷主側に組合を組織することは、 **此種の組合にして有力なるものは只の二つだけしか新たに成立しなかつたの** 同一航路の貿易に於ては、 故に、 荷主相互の間には商業上の嫉視があり、 帝國海運委員會は、 荷主の側は相互 コンファレ 荷主の側は必ずしも總ての利害關係 單にコンファレン ンスの弊害を控制する方法として、 に利害關係の相反することさへあ 營業上の秘密が漏れることの 一般には甚だ困難なる事 スに對抗する上より云 が一致し

# \_

選擇制度なるもの、採用を勸告した。

それが當該航路に於ける總ての荷主を包容し難き場合を考慮し、

その場合に處する方法と

運委員會の報告書に、If, however, the rebate and agreement systems were instituted side by side 選擇制度(Optional alternatives system)と云ふのは、 私が假に名づけた名称であつて、 帝國海

思ひ付

いたものである。

右

Ó

報

するこ

書は、 此制 度につい τ 次の 加 < Ċ 曰 ፚ

告 に關

吾 契約 制 ż (運賃延展制の)代用として採用することにより、 運賃延戾制

錯綜 紅戾制 『度の下に包括するは困難であるとのコ ٠Ŀ る 問 II 題の 明 カコ 解決を 10 根 據ある反對を容る、餘 少く ども其解決 地 *O*) あ 5 大通りを 契約制 側 も亦均しく 見出し得るさの 對) を容るへ 政 反對 結 (荷主の 論 に達 全部 l 12

この

痸

Ŕ 吾々は、 荷主に對し平常(此二つの制度の何れか 一方の)撰擇を與ふべきことを勧告する。

ンファ

v

ンス

O)

反

餘

地

あるけ

'n

きことくするので の荷主は、 によりて、 (イ)確定期間の契約によりて、又は、 ある。 自らを拘束するか、 此二つの制度は、 若しくは、(ロ)運賃延展制の下に留まるか、 それ故に、 同 終期を定むる方法を附したる不確定期 時 に行はれ得るのであるが を撰擇す 繒

 $\mathcal{O}$ 

個

Þ

撰擇制 主はその 度ご云 佪 n ዹ カゴ 0) 方に は よりて東縛せらる、こと、なる。 か < ġ) 如 般 契約 制 と 運賃延 戻制 とを併用 荷主をして各々 Z

荷主をすら包容することなくこも、 つ組合が Ų その 成立するならば、 何 n かっ 方を撰擇せしむる制度である。 その組合が縦ひ荷主の全部を包容することなく、 有力なる荷主の大部分を包容するものでありさへすれば、 故に此制度は、 荷主の側に於て代表 又縱ひ大多數 此 0

Final Report of the Imperial Shipping Committee on the Deferred Rebate System, p. 25.

間

ての

2) ibid., p. 22.

兪 叢

栒

運同盟に對する英書利の態度

第十八卷

(第六號

六九) 一〇八五

を有

便

宜

に従

の 何 れ 併用 ۇ 0 前通りの運賃延戻制によりて 運送を委託 するのである。 同意であるならば、 定することによつて、 組合ごコ 、せらる、結果として、 に此制度は、 によるも荷主の絕對的後援を期待し得て、確實なる基礎によりて營業を營むこ さが *ن* フ V ン 荷主にも船主にも双方にさりて便利でもあり有益でもあると共に、 =7 ス この間 シファレンス所屬會社とこの契約を締結し、若し之を不便とするならば從 之を實行するこさが出來る。 **=** 15 ン ファレ 前述したるが如き運送の一手委託に關する契約の項目内容を協 ンス の専横を控制するの利 卽ち、 而してコンファレンスに 般の荷主は、この一 益があると云 こふので 一手委託 どりては、 契約 の契約 出 制 來 そ カゞ

制 定を設けて、 國海運委員會は、 金錢上の利 ~ き何等の金 般契約制に於ては、 違約金其他の形式に於て規定するの必要があると認めて居る。 盆 運賃延展制の場合に於ける條件不履行の荷主に課する金錢的制裁と均等なる金錢的 報がコ が抑 一般的にこの契約制又は前述の撰擇制を採用する場合には、その契約 留々以て契約に違反したる荷主に制裁を加ふるの方便を缺いて居る。 ンファ 前述の レンスの側に保留せられて居るのではない。従つてコン 如 < 正味運賃を支拂ふのであつて、 即ち曰 定の期 間 の後 ファ 1-故に、 拂戾 に制裁規 ンス さる は

何れの一方の制度によるも、 し荷主に對して(運賃延戻制と契約制 その經濟上の正味の結果が、 いるの間 に)純然たる撰擇の自由が與へらる 換言せば、 正味の運賃と、 へならば、 何れもの

れなければならの。」 制度に於ける條件の違反に對する正味の責任との關係が、 同 さなる様に、

特別の注意が拂は

る一般的解決策である。 右に述べたる所は、帝國海運委員會が決議したる、 而して尚之に附け加へて其報告書には次の如くに曰ふ、 コンファレンス及び運賃延展制問題に對

『吾々は、(延戾制と契約制との)二つの制度の撰擇を强要する所の立法を勸告しない。 既に示

等二つの間に與へらるへ撰釋制より生する如何なる問題に就いても、 したるが如く、貿易業者と海運業者との各々の團體の間の協商は、 運賃延戾制、 一般に、了解と合意とに 契約制又は此

よりて解決するに必要なる手段を見出すであらう、

と云ふのが吾々の見解である。(兩團體の)

どの雨者によりて勸告せられたるが如く、 合意が成立しないと云ふ例外的場合に處する爲めには、勅定委員會の多數意見書と少數意見書 當事者の一方の請求によりて之が調停をなすの權

ふるの道を開くを以て足るであらうと思考する。』

を有し、又、當事者雙方の請求によりて仲裁をなすの權限を有する所の獨立の機關に、

せんことを建議した。 而して、 かくの如き調停仲裁機關ごして帝國船舶院(Imperial Shipping Board) なるものを設立

海運同盟に對する英吉利の態度

第十八卷

(第六號

七二)一〇八七

ihid., p.

之を愬

1) ibid., p. 26.

論

7 ァ した 採用し、 航 路 レ 湲 v 帝國 る 溯 に於ける運賃延展制を法律を以て禁止せるが爲 ン 2 聯 を理由としてその荷主の延戾金請求權を失はしむることなく、 ス ス 聯邦政府官營船 海 ح 船に積荷をなしたることを以て契約に對する違反と認めざることを、 邦 ō 政 運委員會は、 間 府對英濠 に於て協約をなさんことを勸告したのである。 ⇉ は 撰擇制度を採用せんこさを勸告した。 ン ファ 般契約制を採用し、而してコンファレ レ ン ス 問 題の解決 ŧ め 亦右 自らは Ó 卽ち ⇉ かくて、 般的解決策 ンス ~ ファ ⇉ は荷主が官營船 聯邦政府も亦荷主が ン 帝國海運委員會は、 フ レ 7 ン によるべ スに加え 聯邦政府と ン ス は 入し得ざる立 ģ に積 撰 澤制 Ġ 荷をな ⇉ 0) ئح 度を 輸 ン -フ フ

なる解決を遂ぐることを得た。 ととし たのであ 30 故に此問題は、 帝國海運委員會の調停により、 双方共その動告を容れ  $\dot{\tau}$ 

場に

あ

る

所の聯邦政

府官營船

に對

して、

**\_** 

ン フ 7

V

ン

ス

ど和協的

に營業をなし得る途を指示

他

方

ン

フ

v ン

ス に説

U

て官營船を事實上之に加

入せし

めた

んるご同

0)

待遇を與

l

ť

るこ

多數意見書も少數意見書も、 査委員會を設けて、 ⇒ ン ファ  $\nu$ ン スについて頗る錯綜せる問題の多くを有する國である。 之に對する根本的 立法的手段を以て之を解決するを不可なりご認め、 政策の研究に當らしめたので đ) るが 故に爨に その 當業者 調 海 運同 沓

結果

は

盟勅定調

英吉利

は

圓

ibid., p. 25. 1)

Australian Industries Preservation Act, 1906-10.

渝

問題に對する解決の態度によりて明かであらう。故に此等二委員會の見解及びそれが實際問題に 對して取りたる處置を通じて見れば、英吉利のコンファレン る調停的なそは、 に就いて必ずしも調停的任務を帶びて生れたものではないのであるが、 苦情を研究し』て、其適當なる解決策を報告するにあるのであるから、之はコンファレン 員會に至つては、其設立の趣旨は、『海 上 運賃、海上施設及び海運事情に就いての利害當事者の その解決を助成し調停するに努力するも、 雙方の協商妥協によりて解決するを以て最も適當であるとして、其方法を示し、 此問題に對する解決策として報告したる所、並びに、その英濠コンファレンス それ以上に出づべきものではないどした。 ス に對する態度の調停的のものなる 而もその全體の態度が頗 國家機關は單に 帝國海運委 ス 問題

は疑

ふの餘地なき所である。

,